

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の趣意は別紙のとおりである。

所論は違憲をいう点もあるが、実質は単なる訴訟法違反の主張を出でないものであつて、特別抗告適法の理由とならない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四一年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	入	江	俊郎
裁判官	長	部	謹吾
裁判官	松	田	二郎